

沖縄市住宅リフォーム支援事業補助対象工事

補助対象工事			想定改修工事例	対象外工事例
1 バリアフリー改修工事	1	通路拡幅	・車いすを使用する方や、高齢者など誰もがスムーズに移動できるように一定の幅を確保する工事	
	2	階段の勾配の緩和	・蹴上げを低くしたり踏面(踏み板)を広くする工事	
	3	浴室改良	・浴槽跨ぎを高さを低くするための改修工事	
	4	便所改良	・和式便所から様式便所に係る工事(既存便所の撤去工事およびペーパーホルダー等の当該工事影響部改修工事を含む) ・寝室等の居室と便所が著しく離れている住宅内で同線距離を短くするための便所新設工事	・節水トイレへの取り換え工事 ・動線距離を短くするため便所を別の場所に新設する場合の既存便所の撤去工事
	5	手摺りの取付	・便所、浴室、居室、玄関並びにこれらを結ぶ経路に取り付ける工事	
	6	段差解消	・住宅内の動線部分に係る段差解消のための工事 ・車いす昇降機の設置工事	・押し入れ等、人の動線に関わらない部分の段差解消工事
	7	出入り口の戸の改良	・便所や玄関等の開き戸から引き戸への改修工事	
	8	滑りにくい床材料への改修工事	・ノンスリップ床材への張替え工事	・取り外し可能なカーペット等の設置 ・外構のタイル等
2 省エネ改修工事	1	窓の断熱又は遮熱工事	・Low-Eガラス等を利用した窓の取り換え工事 ・窓のファイブに設置するルーバー等の設置工事	・倉庫等、非居住空間部分への断熱又は遮熱塗料工事 ・断熱又は遮熱性能が確認できない塗料での塗り替え工事
	2	床の断熱又は遮熱工事	・フローリング材の床に断熱・遮熱材を施工する工事	
	3	屋根、天井の断熱又は遮熱工事	・屋根表面の遮熱塗装や天井の断熱材敷き込み工事	
	4	壁の断熱又は遮熱工事	・壁表面の遮熱塗装や天井の断熱材敷き込み工事	
3 空き家の改修工事 ※概ね1年以上であることが条件となります。	1	既存住戸内の間取りを変更する工事		・過度な装飾を含む改修工事
	2	台所、浴室、洗面所又は便所の改修		
	3	給排水、電気又はガス設備の改修		
	4	屋根、外壁等の外装改修		
4 耐久性を向上させる改修工事	1	柱、梁等主要構造部の剥離したコンクリートの除去又は補修	・クラック補修による部分塗装	・経年劣化した躯体等の復元工事(※新築時より耐久性が向上することが認められない工事)
	2	柱、梁、壁、筋交い又は基礎の補強	・既存の柱に補強材料を巻き付ける工事 ・壁・基礎等の増し打ち工事	
	3	庇、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位の剥離したコンクリートの除去又は補修	・瓦屋根の落下防止として下地材を補強する	
	4	柱、梁の接合部の剛性を高める金物にする改修	・後施工金物による耐震補強工事	
	5	火打ち梁又は構造用合板による床面の補強		
	6	ブレース又は鋼板壁による壁面の補強		
	7	座屈止めの追加工事		
	8	不使用となった屋上タンクの除去		
	9	居間、寝室等長時間を居住の用に供する部屋の補強 居住空間の屋上部分にかかる防水補強の塗装工事	・天井・壁・床の老朽化に対する耐震補強工事 ・防水性能が確認できる塗装剤を用いた居住空間にかかる屋上部分への防水塗装工事 ・非居住空間にかかる屋上部分のうち、居住空間にかかる屋上と一連となる屋上面への防水塗装工事	
	10			

沖縄市住宅リフォーム支援事業補助対象工事

補助対象工事			想定改修工事例	対象外工事例
5 子育て支援改修工事 ※18歳以下の者と同居している世帯又は出産前で母子健康手帳の交付を受けた者がいる世帯	1	子どもの事故防止に資する改修工事	・壁、柱等の角を丸める改修工事または同箇所へのベビークッション等緩衝材の取り付け工事 ・対面型キッチンへの改修工事 ・キッチン等危険スペースへのチャイルドフェンスの設置工事	
	2	防犯のための改修工事	・カメラ付きインターホンの設置	・外構の防犯カメラの設置工事
	3	子育て世帯の家事負担軽減に資する改修工事	・掃除しやすい床材への改修工事 ・ビルトイン食器洗い機等の設置工事	
	4	子どもの健康へ配慮した改修工事	・移動間仕切り壁の設置工事および変更後の間取りに対応したコンセント等の配線工事	
	5	子供の成長に配慮した改修工事		
	6	その他知事が子育ての支援に資すると認められる工事	・子育て支援のための防音工事	
6 テレワークの推進改修等工事	1	室内空間の一角にテレワークを行うためのデスク等を新たに設置する改修工事	・階段下やクローゼット等にテレワークを行うための机等の設置工事	・設置する机等が取り外しが容易なものの設置工事
	2	他の室内空間と壁等で仕切られるテレワークスペースを新たに設置する改修工事	・アコーディオンカーテン等で間仕切り壁を設置しテレワークスペースの設置工事	・増築(建築基準法)に分類される改修工事 ・ロールスクリーンや布カーテンを間仕切り壁とするテレワークスペースの設置工事
	3	(1)または(2)の改修工事を行う場合において、合わせて非接触型の居住環境整備に資する改修工事	・非接触水洗、照明等への改修工事。 ・屋上出入口付近の手洗い、立水洗の設置工事 ・抗菌仕様の内装材への改修、吹付抗菌処理工事 ・テレワークのための防音工事 ・テレワークのための照明又は通信などに係る電気配線工事	
	4	その他知事がテレワークの推進改修工事に資すると認められる改修工事		・wifiルーターの設置を含む、ネット通信環境向上の設備費用等